

第 247 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2024 年 5 月 17 日（金）午前 10 時 04 分～11 時 32 分 経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、久後翔太郎、小路直彦、野口貴文（委員長）、早川潤（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																								
1. 前回議事概要の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事概要案が承認された。 																								
2. 「積算資料」6 月号土木系資材の価格変動の妥当性について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査対象資材のうち、6 月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;"><品目></th> <th style="text-align: center; width: 20%;">【地区】</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上伸した資材】</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td style="text-align: center;">東京</td> <td>製造コスト、輸送コスト増加を理由に組合は今年 4 月より値上げを打ち出す。組合の出荷ベースでの契約形態見直しに難色を示す需要者が新規物件の値上げについては受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td style="text-align: center;">岐阜</td> <td>原材料コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。隣接する名古屋地区でも生コン市況が上伸しており、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td style="text-align: center;">名古屋</td> <td>製造コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。今年 4 月以降、新規工事の発注が進むにつれ、値上げ交渉が進展し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td style="text-align: center;">富山</td> <td>製造コスト、運搬コスト増加を理由に中間処理業者が昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、能登半島地震の災害支援向け特需で需給がひっ迫し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>ストレートアスファルト</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>ストアス価格算定期間内の元売原油調達価格は上昇し、元売会社は卸価格を引き上げた。ディーラーは道路舗装会社との価格交渉において卸価格の転嫁を進め、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリートU形自由勾配側溝</td> <td style="text-align: center;">那覇</td> <td>製造コスト、運搬コスト増加を理由に県製品協組は今年 1 月より値上げを打ち出す。県外からの流入がない中、徐々に値上げが浸透し、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	【地区】	(理由)	【上伸した資材】			生コンクリート	東京	製造コスト、輸送コスト増加を理由に組合は今年 4 月より値上げを打ち出す。組合の出荷ベースでの契約形態見直しに難色を示す需要者が新規物件の値上げについては受け入れ、市況上伸。	生コンクリート	岐阜	原材料コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。隣接する名古屋地区でも生コン市況が上伸しており、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。	生コンクリート	名古屋	製造コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。今年 4 月以降、新規工事の発注が進むにつれ、値上げ交渉が進展し、市況上伸。	再生クラッシュラン	富山	製造コスト、運搬コスト増加を理由に中間処理業者が昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、能登半島地震の災害支援向け特需で需給がひっ迫し、市況上伸。	ストレートアスファルト	全国	ストアス価格算定期間内の元売原油調達価格は上昇し、元売会社は卸価格を引き上げた。ディーラーは道路舗装会社との価格交渉において卸価格の転嫁を進め、市況上伸。	鉄筋コンクリートU形自由勾配側溝	那覇	製造コスト、運搬コスト増加を理由に県製品協組は今年 1 月より値上げを打ち出す。県外からの流入がない中、徐々に値上げが浸透し、市況上伸。
<品目>	【地区】	(理由)																							
【上伸した資材】																									
生コンクリート	東京	製造コスト、輸送コスト増加を理由に組合は今年 4 月より値上げを打ち出す。組合の出荷ベースでの契約形態見直しに難色を示す需要者が新規物件の値上げについては受け入れ、市況上伸。																							
生コンクリート	岐阜	原材料コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。隣接する名古屋地区でも生コン市況が上伸しており、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。																							
生コンクリート	名古屋	製造コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。今年 4 月以降、新規工事の発注が進むにつれ、値上げ交渉が進展し、市況上伸。																							
再生クラッシュラン	富山	製造コスト、運搬コスト増加を理由に中間処理業者が昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、能登半島地震の災害支援向け特需で需給がひっ迫し、市況上伸。																							
ストレートアスファルト	全国	ストアス価格算定期間内の元売原油調達価格は上昇し、元売会社は卸価格を引き上げた。ディーラーは道路舗装会社との価格交渉において卸価格の転嫁を進め、市況上伸。																							
鉄筋コンクリートU形自由勾配側溝	那覇	製造コスト、運搬コスト増加を理由に県製品協組は今年 1 月より値上げを打ち出す。県外からの流入がない中、徐々に値上げが浸透し、市況上伸。																							

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。
- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改定施行する。